

●香川県告示第433号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第32条第2項の規定に基づき、令和2年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県営住宅及び共同施設（直島団地を除く。）	あなぶき公営住宅コンソーシアム 代表 株式会社穴吹ハウジングサービス 穴吹エンタープライズ株式会社 高松市紺屋町3番地6	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
香川県営住宅及び共同施設（直島団地）	直島町 香川郡直島町1122番地1	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで